

茅ヶ崎市監査委員告示第3号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第1項及び第4項の規定に基づき財務監査（定期監査）を執行したので、同条第9項の規定によりその結果に関する報告を別紙のとおり公表します。

令和8年2月3日

茅ヶ崎市監査委員	成田 博隆
同	鈴木 善治
同	山崎 広子

茅ヶ崎市監査委員監査基準に準拠し、次のとおり監査を実施しました。

1 監査等の種類

財務監査（定期監査）

2 監査等の対象

経済部

3 監査等の着眼点

本監査は、別に定める「財務監査の着眼点」により実施しました。

4 監査等の実施内容（監査の対象項目）

- (1) 予算の執行に関する事務
- (2) 収入に関する事務
- (3) 支出に関する事務
- (4) 契約に関する事務
- (5) 補助金、負担金及び交付金に関する事務
- (6) 工事に関する事務
- (7) 財産の管理に関する事務

5 監査等の日程

令和8年1月30日（金）

6 監査等の結果

予算の執行及び所管業務等財務に関する事務は、おおむね適正かつ効率的に執行されているものと認められました。各部課かいの監査結果は次のとおりです。

(1) 産業観光課

ア 大岡越前祭行事補助金 外3件

- 1 大岡越前祭行事補助金
- 2 浜降祭行事補助金（神輿渡御支援）
- 3 湘南祭行事補助金
- 4 第50回サザンビーチちがさき花火大会補助金（概算払い変更分）

以上4件について、茅ヶ崎市経済部産業観光課所管に係る補助金交付要綱の別表では、茅ヶ崎市観光振興事業補助金の交付の時期について「補助金交付決定通知後1月以内」と規定されていますが、補助金交付決定通知後1月以内に交付されていませんでした。

イ 令和6年度サザンビーチちがさき海水浴場開設・管理業務委託

令和6年度サザンビーチちがさき海水浴場開設・管理業務委託については、茅ヶ崎市契約規則（昭和47年3月31日規則第15号）第82条において準用する同規則第71条第2項では、「契約者は、工事の一部を第三者に請負わせようとするときは、請負工事一部下請負届を市長に提出しなければならない。」と規定されていますが、再委託の届出が行われていませんでした。

(2) 農業水産課

ア 農業ふれあい館除草・清掃等及び鍵開閉業務委託

茅ヶ崎市事務決裁規程（昭和35年2月5日訓令第1号）別表第1（第6条、第8条関係）では、委託料に係る200万円以上700万円未満の支出負担行為の決裁区分について部長と規定されていますが、決裁権者に誤りがありました。

また、当該業務は単価契約していますが、実績報告書及び請求書では契約内容と別の方法で計算され、委託料に過払いがありました。

イ 茅ヶ崎漁港駐車場堆積砂除去等業務委託

当該業務委託について、随意契約理由書が作成されていませんでした。

ウ 茅ヶ崎漁港施設（駐車場・道路・多目的広場）維持管理・運營業務委託

茅ヶ崎市契約規則（昭和47年3月31日規則第15号）第82条において準用する同規則第71条第2項では、「契約者は、工事の一部を第三者に請負わせようとするときは、請負工事一部下請負届を市長に提出しなければならない。」と規定されていますが、再委託の届出が行われていませんでした。

また、茅ヶ崎市財務規則（昭和47年3月31日規則第14号）第69条では、「歳入等の収納に関する事務を委託するときは、収納事務委託契約書を作成し、会計管理者の回議を経て、市長の決裁を受けなければならない」と規定されていますが、当該委託業務の駐車場使用料の徴収及び収納に関する事務の手続きに不備がありました。

さらに、地方自治法（昭和22年4月17日法律第67号）第243条の2第2項で規定される指定公金事務取扱者の名称等の事項を告示していませんでした。

(3) 拠点整備課

予算の執行及び所管業務等財務に関する事務は、おおむね適正に行われていました。